

令和8年8月診療分から高額療養費の上限額が変わります

(令和8年8月～令和9年7月まで)

負担割合		自己負担限度額(月額)	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上	270,300 円+(医療費－901,000 円)×1% [140,100 円※1] (年間上限 1,680,000 円※2)	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上	179,100 円+(医療費－597,000 円)×1% [93,000 円※1] (年間上限 1,110,000 円※2)	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上	85,800 円+(医療費－286,000 円)×1% [44,400 円※1] (年間上限 530,000 円※2)	
2割	一般Ⅱ	22,000 円 (年間上限 216,000 円※2)	61,500 円 [44,400 円※1] (年間上限 530,000 円※2)
	一般Ⅰ		
1割	低所得者区分Ⅱ 住民税非課税	11,000 円 (年間上限 96,000 円※2)	25,700 円 [24,600 円※1] (年間上限 290,000 円※2)
	低所得者区分Ⅰ 住民税非課税 年金収入 82.65 万円以下等	8,000 円	15,700 円 (年間上限 180,000 円※2)

※1 []内は該当した月の直近1年間に3回以上該当した場合の4回目以降の額(他の医療保険での該当回数は通算されません。)

※2 令和8年8月診療分から、新たに年間上限が設けられます。年間とは、毎年8月1日から翌年7月31日の1年間です。

●問い合わせ 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課
徳島市川内町平石若松78番地1 ☎088-677-3666
FAX088-666-0105
国保年金課 ☎22-2213 FAX22-2243

ジェネリック医薬品による自己負担額軽減のお知らせを送信します

ジェネリック医薬品とは、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に、同じ有効成分を使って作られ、新薬と同等の効果・効能を厚生労働省から承認されている医薬品です。

徳島県後期高齢者医療広域連合では、現在処方されている新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担額がどれくらい軽減できるのか、その一例をお知らせする通知を令和8年9月下旬に送付します。

通知の対象者は、本年5月に医療機関で処方された新薬を、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が大きく軽減される方です。

なお、全てのお薬にジェネリック医薬品があるとは限りませんので、利用を希望される場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

●問い合わせ 徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課
☎088-677-3666 FAX088-666-0105

生活トピックス

川島税務署からのお知らせ

①国税に関する質問・ご相談は…

Step 1 国税庁ホームページで解決!

(1) チャットボット(ふたば)に質問する

チャットボット(ふたば)では、質問するとAI(人工知能)を活用して自動で回答します。チャットボット(ふたば)二次元コード

(2) タックスアンサーを利用する

タックスアンサーでは、国税のよくある質問に対する一般的な回答を調べることができます。タックスアンサー二次元コード

Step 2 国税相談専用ダイヤルで解決!

国税相談専用ダイヤル(電話相談センター)へ電話する

0570-00-5901(ナビダイヤル)

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時(土日祝日および12月29日～1月3日を除く)

音声案内に沿って、質問・ご相談したい番号(1～6)を選択すると、国税局の税務相談担当職員がお答えします。

Step 3 税務署での面接によるご相談は…

税務署での相談は、事前予約が必要です。

具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、チャットボットやタックスアンサー、国税相談専用ダイヤル(電話相談センター)による解決が困難な相談などについては、事前予約による面接にて相談を受け付けています。

所轄の税務署へ電話して音声案内「2」を選択してください(「税務署」につながります)

●問い合わせ 川島税務署 ☎25-2211

徳島ヴォルティスホームゲームスケジュール

と き 8月16日(日) 午後7時 対戦相手 サガン鳥栖
と き 8月29日(土) 午後7時 対戦相手 大分トリニータ
と き 9月5日(土) 午後7時 対戦相手 いわきFC
会 場 鳴門・大塚スポーツパーク ポカリスエットスタジアム



©T.VORTIS



●問い合わせ 徳島ヴォルティス株式会社 ☎088(672)7339 FAX088(672)7262

国民健康保険税の納付依頼をよそおう フィッシングメールにご注意ください



国民健康保険税(料)の未納分があるとして、特定の電子決済サービスによる納付を促すフィッシングメールが確認されています。

吉野川市から国民健康保険税の納付に関する案内をメールでお送りすることはありません。

このような不審なメールを受信した場合は、メールに記載されたサイトなどにアクセスせず、「インターネット・ホットラインセンター」の「フィッシング」の項目から通報いただくか、「フィッシング対策協議会」への報告をお願いします。

インターネット・
ホットラインセンター
二次元コード



フィッシング対策協議会
ホームページ二次元コード
※当該事案の概要



●問い合わせ 国保年金課 ☎22-2213 FAX22-2243